

令和2年第6回にかほ市議会定例会会議録（第2号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（0名）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	山田克浩	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正之
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	池田昭一
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	消防長	加藤十二
会計管理者	渋谷憲夫	総務課長	佐々木俊孝
総合政策課長	齋藤稔	まちづくり推進課長	佐藤喜仁
商工政策課長	齋藤和幸	生活環境課長	阿部光弥
農林水産課長	佐藤孝司	学校教育課長	菊地新吾

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

令和2年9月3日（木曜日）午前10時開議

第1 議案第83号 物品の取得について

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日、議案第83号物品の取得についての議案1件が追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めておりますので、御確認願います。

ただいまの件について、本日9時30分より議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●議会運営委員長（15番伊藤竹文君） おはようございます。

ただいま議長からありましたように、本日9時30分から議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

本日提出されました追加議案について協議をしております。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

追加議案は1件でございます。

議案第83号物品の取得について。これは、にかほ市小中学校情報機器整備事業備品売買契約の締結であります。

なお、本日配付の議案付託表（案）にありますように、教育民生常任委員会に付託を予定しております。

慎重審査のほど、よろしくお願いいたいと思います。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

これから日程事項に入ります。

日程第1、議案第83号物品の取得についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加提案させていただく議案の要旨についてお話をさせていただきます。

議案第83号物品の取得についてであります。

契約の目的は、国のG I G Aスクール構想に基づき、児童・生徒に1人1台タブレット端末等を購入するものであって、契約の方法は条件付き一般競争入札、契約の相手方は東光コンピュータ・サービス株式会社 にかほ営業所になります。金額については1億1,990万円での契約を締結しようとするものであります。

以上、議案の要旨について御説明をさせていただきましたが、補足説明については担当の部課長より行いますのでよろしくお願いたします。

●議長（佐藤元君） これから担当部長から補足説明を行います。教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、追加議案の議案第83号物品の取得について補足説明を申し上げます。

この議案につきましては、7月30日の第5回臨時会において可決していただきましたが、文部科学省が進めるG I G Aスクール構想に伴い、市内の小中学校全ての児童・生徒にタブレット型パーソナルコンピューターを購入するものでございます。去る8月27日に入札会を行い、議案にありますとおり、東光コンピュータ・サービス株式会社が1億1,990万円で落札しております。

にかほ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定にあります予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れに該当するため、このたび議会の議決に付するものでございます。

また、今回追加で提案する理由は、7月30日の議決後から指名審査調整会議や入札の公告、そして受付及び見積もり期間など、入札までの所要の手続きを経て作業を行った結果、今回の追加で提案することになったものでございます。

購入する備品につきましては、議案及びお配りしました資料にありますとおり、台数は1,626台、マウスやタブレットケースも全員分購入するほか、それらを一括して充電する保管庫、教育支援ソフトなども含まれております。タブレット型パソコンの仕様はG I G Aスクール仕様で、OSはWindows 10 Pro、CPUはインテルCeleronプロセッサ、容量が64ギガバイト、メインメモリが4ギガバイトとなっております。また、画面は10.1型ワイドで、インカメラとアウトカメラの両方を内蔵しております。キーボードは着脱可能となっております。これらの仕様は全て文部科学省の標準仕様を満たしているところでございます。納期は令和3年3月12日としております。以上です。

●議長（佐藤元君） これで補足説明を終わります。

次に、日程第2、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

なお、質問者は上衣を着用してください。

通告順に従って発言を許します。初めに7番森鉄也議員の一般質問を許します。7番。

【7番（森鉄也君）登壇】

●7番（森鉄也君） 改めまして、おはようございます。

9月定例議会トップバッターということで一般質問をさせていただきます。大きく三つについて、3項目について通告させていただきました。

一つ目でございます。

転作作物そばの取り組みへの支援についてでございます。

国産そばの作付は、平成30年産で6万3,900ヘクタールで、水田が約6割（3万8,100ヘクタール）、畑地4割（2万5,800ヘクタール）となっており、平成23年度からの経営所得安定対策の導入以降、作付が拡大、同30年産は、対策導入前の同22年度に比べ約3割（1万6,200ヘクタール）増加しております。収穫量では、作付面積の拡大に伴い、近年3万トンを超える年が多くなってきているものの、多雨や長雨による発芽不良や台風による倒伏・脱粒など、天候の影響を受けやすいため、年次変動が大きく、平成30年産では2万9,000トンとなっています。令和元年産も、このほど発表されまして、面積では6万5,400ヘクタール、前年に比べて1,500ヘクタールほど増えております。また、収穫量では4万2,600トン、前年比で1万3,600トン、46%の増となっております。

国産そばの取引価格は、輸入品と比べ2から3倍の価格で取引され、近年は台風などによる生産量の減少や国産への引き合いが強くなって、平成24年度以降上昇傾向にはあるものの、作柄の年次変動が大きく、それに伴い価格も大きく変動するため、実需者（製粉会社等）からは安定生産を求められています。

東北そば研究会の研修資料によりますと、東北各県の共通する課題として、転作田での栽培のため、排水不良による湿害、収量及び価格の不安定、2018年産ではキログラム当たり312円、2019年産では同じく27円と、大幅な下落などが挙げられ、今後取り組むべき対策として、「排水対策」、「生産者間での栽培技術などの情報共有」、「認知度向上によるブランド化」、「契約栽培による価格の安定」、「販路拡大」、「安定収入のための加工等6次化取り組み」などを掲げています。

にかほ市のそばの作付状況を見ますと、平成28年度130.1ヘクタール、平成29年度162.9ヘクタール、平成30年度200.3ヘクタール、令和元年度215ヘクタールと、この4年間で84.9ヘクタール、65%の増加となっています。これは「にかほ市の農業」からの伐採でございます。

以下について伺います。

(1)近年、そばは作付面積の拡大が進み、にかほ市の主要転作作物の一つと考えるが、昨年度までの3カ年のそば生産数量——検査数量になるかと思いますが、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (1)番については、担当の部長よりお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 昨年度までの3カ年のそば生産数量についてお答えいたします。

そばの作付と収穫につきましては、夏と秋の2回行っている圃場と年1回の圃場がございますので、延べ面積でお答えさせていただきます。

平成29年度につきましては、作付面積が251.9ヘクタールで、収量は54.9トンとなっております。単収は21.8キログラムでございます。平成30年度につきましては、作付面積が230.9ヘクタール、収量が31.7トンとなっております。単収が13.7キログラムでございます。令和元年度につきましては、作付面積が250.6ヘクタールで、収量が120トン、単収が47.9キログラムという結果でございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） にかほ市の作付品種は階上早生という品種で、青森県の奨励品種となっております。播種期の幅が広く、今御答弁ありましたように夏そば、秋そば、どちらも栽培可能で、2期作も可能だということで、大粒で香りがよく、こしや粘りの強さが特徴でございます。市内飲食店などでも市内の各地区の特産そばとして提供されているものの、これに自家用、それから播種、まく種を加えた地元消費分を除いて、大部分は原そばとして市外及び県外の製粉会社などに売られているのが実態でございます。

御答弁のとおり、令和元年度の全体収穫量は、県全体の6.1%ほどということで、市が基準単収としている10アール当たり40キログラムに対しまして47.9キログラムという御答弁でございました。また、一昨年度、平成30年度は異常気象の影響から全収穫量が31.7トンということで、10アール当たり単収が13.7トン、ちょっと私が調べたところの農林水産省のデータとは若干食い違ってますが、大体10アール当たり7キログラムの種をまくわけですが、ある圃場では、そのまいた種もあがらないというような、平成30年度ではあったようでございます。いずれにしましても、市が基準単収としている10アール当たり40キログラムに向けて栽培技術の確立などが課題ではございますが、転作作物としては比較的取り組みやすく、省力化も図られるため、今後も作付面積の拡大が進むものと思われれます。

ある生産団体の令和2年4月までのそば作付借受圃場の借受け時の現状は、水稻交付が34%、自己保全管理53%、耕作未管理水田11%、荒廃地2%の割合となっており、耕作放棄地の解消など農地荒廃の未然防止という面でもとらえれば、農地保全の面で大きな貢献と言えるのではないかと思います。本市の農業振興政策の面からどのようにお考えでしょうか、伺います。

●議長（佐藤元君） 農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 自己保全管理農地や荒廃地を増やさずに、むしろ新たな作物栽培に取り組んで収入を上げていただくという行為は、農地の保全についても大きく貢献いただいているものと考えてございます。現在市内には、中山間地直接支払交付事業による集落協定が23協定、849ヘクタール、面積は重複しますけれども、多面的機能支払交付金による環境保全組織が30組織、1,900ヘクタール、これらの農地について適切な管理を行うという取り組みを実施していただいております。

現在、未管理水田や自己保全管理水田は面積のカウントのみで、作物ごとの面積払いというのは行っておりません。そのため、大豆やそばなどのほか、地域振興作物、高収益作物を推進して収益

につなげていただきたいというふうに考えているところでございます。

●議長（佐藤元君） 森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） それでは、二つ目の質問に移ります。

(2)今年度はさらに国の助成追加要件として、除草剤散布と重機による排水対策が対象とされました。転作田という制約上、暗渠排水整備、定期的な明渠掘削や停滞水処理（高低差をつけた排水対策）などの実施が必須ではございますが、市の転作田排水整備事業による排水対策支援が平成29年度をもって終了したこともありまして、それ相応の費用負担が伴い、農業経営への圧迫が懸念されているところでございます。

排水対策の整備について、新たな市独自の継続的な支援制度を創設するお考えについて伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)番の御質問についてお答えをさせていただきます。

平成30年度から米政策の転換により行政による生産数量目標の配分がなくなり、米の生産者や集荷業者等が主体的に需要に応じた生産販売を行うことになったということについては、皆さん御承知のとおりだと思います。これに伴い経営所得安定対策も改正され、転作作物の作付拡大はもとより、収量・品質の向上に重点を置き、農業の所得向上を推進していくことと現在はおしておるところであります。

畑作物については、圃場条件により排水対策が必要な技術であり、排水対策技術も作物により様々であります。現在、にかほ市において作付が多い土地利用型畑作物は、そば、大豆であります。これらにおいても圃場条件により排水対策が必要となっております。

国の助成制度、経営所得安定対策の交付金算定は、作物生産経費と販売額を考慮し、さらに栽培に必要な対策であるが定着していない技術対策へ必要な費用を考慮し、10アール当たりの単価としてきました。市の排水対策助成制度の目的は、土地利用型畑作物の作付拡大と栽培技術の向上にあります。そばの作付は現在さらに拡大しており、排水対策技術については既に定着しつつあると認識しております。国の経営所得安定対策については、収量・品質の向上に重点を置き、農業所得向上を推進していくこととしており、収量・品質が上がった場合は追加助成を行っています。市としては、今後、それまでの経済技術対策への支援から収量・品種向上のための栽培技術研修、先進地視察等への支援へと転換をし、農業所得の向上を支援してまいりたいと考えております。

ですので、排水対策の整備については、新たな市単独の継続的な支援制度としての創設を考慮はおりません。

●議長（佐藤元君） 森鉄也議員。

●7番（森鉄也君） それでは、再質問させていただきます。

今市長からお話ありましたように、平成29年度で市の排水対策事業も終了して、排水対策についてはもう既に終えているというようなお話でございましたが、今回も国の追加要件として、重機による排水対策の実施も追加要件になりました。交付単価は、除草剤散布と合わせて10アール当たり8,000円から1万円ということで、実際の施工経費の半額程度というようなことでございます。この排

水対策も隔年等で継続的にしていかなないと、なかなか排水処理がうまくいかなないと、これが実態でございます。

にかほ市農業再生協議会水田フル活用ビジョンでも、土地利用型作物は水田特有の排水不良、近年の異常気象などで収穫量の年次変動が著しく、収穫量の安定化を課題として挙げております。そばへの取り組み方針では、作付面積の拡大と除草剤散布、重機等による排水対策の取り組みを推進し、収穫量の増加、収益力の向上を図るところでございます。

そばの取り組み推進等、安定収量を確保する上からも、新たな何らかの支援策が排水対策を含めて検討する考えがおりなのか、再度お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 国のそばに対する支援ということについては、後ほど担当の方から細かくお答えさせていただきますが、先ほど来述べておりますように、排水対策だけが技術向上ではないし、生産数量の拡大あるいは技術向上に帰するわけではありません。それ以外の部分についての支援は行くと、私の方からも先ほど伝えさせていただいておりますので、排水対策について、今、技術向上という上で今まで、平成29年度まで実施していたとすれば、その排水対策の技術についてはそれなりに修得されていて、これだけのそばの作付面積が拡大しておりますので、ここについて現時点でこれに対して何らかの追加支援をするということについては、ちょっと時期が違うのかなというふうに私も感じているところであります。しかしながら、議員のおっしゃることも理解はできますので検討はさせていただきますが、ただ逆行するような形については、私としてはちょっと本意ではないというふうにあらかじめ申し上げさせていただきたいと思います。

何か追加があるとすれば、担当部長の方でお答えします。

●議長（佐藤元君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（土門保君） 補足させていただきますけれども、にかほ市農業再生協議会で所得安定対策を行っております転作作物への助成につきましては、この大豆、そばにつきましては、面積払いに加えて、先ほど議員も質問の中でありましたように面積払いに加えて、土づくりですとかそういった追加要件を実施することによって産地交付金が受けられるというような二階建ての支払い方式となっております。どれも収量アップにつながるための行為、いわゆる土づくり肥料の散布ですとか、中耕・培土を行うですとか、重機による排水を実施する、そういった行為に対してが追加要件となっておりますが、この作業に対して産地交付金を受けられるというふうにやっている関係で、市としましてはそういった条件整備についても交付金を出しているというような考えにはなっているところでございます。今後ともこういった行為に取り組んでいただきまして、増収と収入増、ここを目指していただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ありがとうございます。いずれにしても、排水対策のみならず、これだけそば栽培が拡大している中で、市場の確保も当然なんです、安定収量というか収益の安定、そういう目的からすれば、何とか市長がおっしゃるような今後の支援策もひとつ検討していただきたいと思っております。

三つ目に移ります。

(3)地域の特産品として、今後、製粉設備導入や加工など6次産業化も含めた付加価値による収益の拡大も期待されるところでございます。そば生産が拡大する中、行政として今後どのような支援を行っていく考えか。

答弁いただいた部分とだぶるかもしれませんが、ひとつお願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(3)番の御質問にお答えをさせていただきます。

そばの生産拡大や作業の効率化を図るため、これまでもコンバインや乾燥機などの大型機械から肥料散布機や溝を掘る機械などの必要な機械の導入に対する県の元気な中山間農業応援事業、先ほど来申し上げておりますように市でもかさ上げ補助を行ってきたところであります。また、6次産業化に必要な施設の整備や機械の導入についても、今後も県の補助事業を活用いただきながら市でも継続して支援していく予定でありますし、あわせて、先ほど来述べておりますように収量・品質向上のための栽培技術研修、あるいは先進地視察等、農業所得の向上のための支援について引き続き継続していく予定であります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ありがとうございます。旧上郷小学校利活用事業ということで情報発信交流拠点でのそばの食の提供や加工販売、こんなこともまず想像されるわけでございますが、再質問ですが、象潟地域にあるそば生産6団体、本郷そば生産組合、横岡稲倉そば生産組合、上浜そば生産組合、大森そば振興会、ほっと奈曾株式会社、森建設工業株式会社による協議会、象潟地域そば生産者協議会が平成30年3月8日に設立されておりますが、さらに今後作付面積の増加とともに協議会による情報の共有や技術の向上が図られ、耕作放棄地の解消などの農地の保全の面、そして市特産そばとしてのブランド化なども大いに期待されるところでございますが、協議会設立を市長はどのように受けとめ、今後進めたい方向性なりのお考えをお持ちであればぜひ伺いたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えさせていただきますが、ちょっと質問がアバウトで、協議会の設立についてどのように考えられるかという、何をお考えすればいいのかちょっと分からない御質問かなと思います。しかしながら、今再質問の中で述べられているように、そばを生産されることによって農地保全が図られ、里山地域の保全が図られているということはこれは事実でありますし、耕作放棄地の多くがそばによって作付されているということについては、非常に私としてもありがたいなというふうに思っております。その上で、生産者6団体が手を組んで事業を拡大しながら、あるいは生産性の向上、あるいは販路拡大をすることについては、これについては当然のことではありますし、これについて行政が支援をしないということは全くあり得ないわけでありまして。ただ、その内容について、支援する内容について、私としては前に進めたもので支援をしていきたいということをお先ほど来述べているところであって、原点に戻ってまた排水対策からということになると、なかなか前に進まないのかなというふうな印象を抱いているということ。今、印象

を聞かれたので、そういう印象を抱いてるところであります。しかしながら、議員がおっしゃるように、この6団体によってにかほ市でのそばがブランド化されていくということになるならば、私としてはその販路拡大並びに市内での生産あるいは消費ですね、消費拡大に向けて何とか取り組みを行っていききたいというふうには考えるところであります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ありがとうございます。

それでは、二つ目の野良猫を増やさないための市の対応についてに移ります。

去る4月16日の秋田さきがけ新聞に「野良猫の不妊・去勢手術に取り組む、にかほ市金浦の木村いぬねこ病院（木村貴美代院長）」が掲載されておりました。木村院長は、木村いぬねこ病院を2003年に、にかほ市に開院、2015年からは「きさかた港猫を守る会」に協力し、同会からの助成金3,000円のみによる慈善事業として野良猫の不妊・去勢手術を行ってきたことは、御承知のとおりであります。そして、本年4月からは活動範囲を全県に拡大し、「秋田地域猫の会」と改称、自らも会長を務め、殺処分など不幸な猫が出ないよう、野良猫を持ちこんだ人が金銭を負担せずに手術を受けさせられるための助成を行っている「公益財団法人・どうぶつ基金」の協力病院に今年2月に県内で初めて登録、相談や手術など財団の活動に協力してきているところでございます。基金からの助成は協力病院のみでの活用に限られることから、市外からの依頼も増えており、3月には能代市の野良猫4匹の手術を行ったほか、市内外の希望者からの受付は月に15件限定、飼い猫は対象外とのことです。野良猫を市民が直接個人で持ち込みし、木村委員長代表の「秋田地域猫の会」からの助成（3,000円）を活用し、自己負担と合わせ手術する例も多く、令和元年10月以降47匹の実績があるとのことで、基金の存在が周知されていない状況です。野良猫（地域猫）が増えることで、地域にふん尿や発情期のさかり声などによるトラブルやストレスも生じやすくなることは、容易に想像できるところであります。集中的に地域猫の手術を行い、餌やりなどで世話をする人もマナーやルールを守ることで様々な問題が解決され、地域猫とそこに暮らす人との優しい共生と、行政引き取りによる殺処分に至る不幸な猫をこれ以上増やさないためにも、不妊・去勢手術は有効な手段であります。全国的に先駆的な取り組みを行っている木村協力病院が所在する自治体としてエールを贈るとともに、活動を大いに支援したいと思うところです。

以下について伺います。

(1)にかほ市における野良猫の苦情やトラブルなどの状況について伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (1)番については、担当よりお答えさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、(1)にかほ市における野良猫の苦情やトラブルなどの状況はについてお答えいたします。

にかほ市における野良猫の苦情やトラブルについてであります。野良猫の苦情相談は、平成27年度は3件、平成28年度は1件、平成29年度は5件、平成30年度は3件、令和元年度は5件で、5年間で

合計17件という状況であります。地区別では、仁賀保地区が3件、金浦地区が3件、象潟地区が11件という状況であります。苦情・トラブルの内容としましては、全て野良猫のふん尿被害によるものであります。市に寄せられた苦情・相談以外にも、野良猫の苦情やトラブルは地域内に潜在的にあると推察しております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 今御答弁ありましたように、様々な苦情やトラブルが実際には発生しているということがうかがえるわけですが、二つ目に移りますが、(2)行政として野良猫の問題をどのようにとらえ、対応していくのか、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)番の行政としてどのように対応していくのかについてお答えをしたいと思います。

行政としましては、所有者のいない猫の分類として、地域の全ての住民の理解と認知を得て、その地域住民により餌を与えたり、ふん尿の処理や不妊・去勢手術による繁殖制限などの飼育管理ができていく地域猫と、明確な所有者がおらず地域住民による飼育管理が行われていない野良猫に分類されるものと考えております。

野良猫については、野良猫には場所を選ばず行うふん尿の問題や発情期のさかり声の問題など、多くの問題があると認識しております。また、野良猫の習性としては餌を食べることができる場所に住みつくことから、行政としては現地確認により不適切な野良猫に餌をあげている方への行政指導や、野良猫を増やさないために猫を飼育している所有者に適正管理を指導し、捨て猫をしないよう広報やホームページ等によりマナーやモラルの向上を呼びかけていきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 猫は交尾するとかなり高い確率で妊娠すると言われております。1回で4匹から6匹生みまして、多ければ年3回出産。子猫は早ければ6ヵ月で孫猫を妊娠・出産でき、1匹の母親から1年で最大50匹から70匹以上の子猫・孫猫が生まれると言われております。

古いデータで恐縮ですが、平成28年環境省調べで、保健所に引き取られた飼い主のいない猫は6万1,563匹、うち5万132匹、8割以上が生まれて間もない子猫でありました。そして、平成30年の統計では、3万匹を超える猫が殺処分されているとのことでございます。市民の快適な生活環境、動物愛護の観点からこれらをどのように受けとめておられるのか、お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えさせていただきますが、動物愛護の観点から命を尊重するという事を考えると、飼い主のいない猫が保健所等に引き取られ、新しい飼い主に引き取られるケースもありますが、ほとんどの場合、殺処分に至るというケースであるということ、これについては非常に悲しまれることだと思っております。このような猫を増やさないためには、飼い主のマナーや野良猫を増やさないようにすることがまずは一番大切なことと考えております。行政としてできること、今後も引き続き猫の飼い主に対して、広報等により、しつけ、あるいは飼育管理、マ

ナーの徹底、あるいは飼い猫を最後まで面倒見るといふようなことを周知するとともに、野良猫を増やさないよう不適切な餌やりの注意喚起など、市民の多くの皆さんに御理解と御協力を求めていることになっていくものと考えております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ありがとうございます。

それでは、三つ目の質問に移りたいと思います。

(3)民間によるこれらの活動は、先ほどの木村協力病院も含めて財団の活動も含めてでございますが、快適な生活環境を図る観点からも高く評価をするとともに、行政としてもこの活動を何らかの形で支援すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)番目の御質問にお答えをさせていただきます。

地元の木村いぬねこ病院の木村院長先生のこれまで行ってきた、きさかた港猫を守る会に対する慈善活動、あるいは秋田地域猫の会の活動、あるいは県内初めてのどうぶつ基金の協力病院としての活動について、飼育者の相談に対する対応について、猫の不妊・去勢手術による繁殖制限を行い野良猫を増やさないという活動について、これらのことについては、快適な生活環境を図る観点からしても市として高く評価をしておりますし、併せて深く感謝をしているところであります。

行政と団体の連携により野良猫を地域猫として飼育管理していくことは、野良猫によるふん尿被害の減少や繁殖活動を抑えることにもつながり、生活環境、動物愛護の観点から、よりよい方向に進むものと考えております。団体への活動支援につきましては、今後相談または要望がありましたら、事業内容を確認した上で支援内容について検討をしてみたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 再質問でございますけども、どうぶつ基金、財団の協力病院数が8月現在で東北で6、全国では163病院となっております。そしてまた、どうぶつ基金に登録する行政枠登録行政数が東北では2市4町1保健所、保健所は気仙沼市のようなのですが、気仙沼保健所のようなのですが、全国で205行政枠に登録済みだということでございます。集中的に不妊・去勢手術を施し、大きな効果は上がりますが、全ての猫をとらえることは難しい問題がありまして、ほかの地域から流れてくる猫、あるいは捨てられる猫などもいて、継続した取り組み、管理が必要であるともされております。行政として市民からの相談窓口の開設や協力病院との連携が求められると思います。野良猫の繁殖を抑え、殺処分ゼロ、野良猫を一代限りで終わらせると、また、地域猫との共生社会の実現を目指すために、登録した行政が手術を申請することで直接行政に手術チケットが公布されて協力病院で無料で手術が受けられる財団法人・どうぶつ基金への協力行政枠への登録について、前向きに検討する考えはないか。また、参考までに、埼玉県東松山市では行政枠に登録済みで、このほど市の広報4ページを使って、野良猫を増やさないための市の取り組み、あるいは猫を飼う人のルールやマナーなど市民に広く呼びかけている広報を見ました。これらを含めて、どうぶつ基金の協力行政枠への登録について検討する考えはないか、お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 現在、野良猫の相談窓口としては生活環境課で対応していますが、先ほどもお答えしましたように、行政の対策としては、まず現時点においては不適切な餌やりの注意喚起や、ふん尿被害等の自衛防止策の紹介などに限られているのが現状であります。

議員がおっしゃるどうぶつ基金への登録についてですが、基金に登録し、基金からの手術チケットで無料で去勢手術を受けることができる猫は、団体等が飼育管理している地域猫に限られております。どうぶつ基金の行政枠で行政が実施できる内容としては、一つ、不妊・去勢手術をしようとする地域猫が団体枠の手術券の枚数制限、40匹であります——を超えた場合に行政がチケットを申請する。そして、地域猫を飼育管理しているボランティア団体へチケットを配付し、協力病院において不妊・去勢手術を行う場合です。二つ目は、多頭数、多頭飼育救済事業として、個人で申請ができない場合には、行政が飼い主のかわりに登録を行い、チケットによる不妊・去勢手術後に飼い主に戻す場合というふうになります。今後、個人または団体により相談を受けた際には、協力病院と連携を図りながら、どうぶつ基金の制度の紹介を行っていきたいと考えております。

基金への行政枠の登録についてですが、これについては、今後の状況を見ながら検討課題とさせていただきますと思います。

いずれにしても、地域猫、野良猫ならずとも地域猫に対する市民の評価というのは真っ二つに分かれます。しかしながら、議員が先ほど来おっしゃるように、市民の生活環境の保全・保護と動物愛護の観点から、やはりこれまでのスタンスを一步踏み込むことも必要なのかなということには考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ありがとうございます。いずれこのどうぶつ基金の助成を使って不妊・去勢手術をした猫については、耳をV字カットして、また元に戻すというようなそういう活動になっているようでございます。ひとつ今市長がおっしゃられたように、今後検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

三つ目の工事予定価格の公表についてでございます。

地方公共団体における予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断によって行われております。本市では、市財務規則第108条第4項に「市長は当分の間、工事請負契約に係る入札及び契約手続きの透明性の向上を図るため、必要があると認める場合は、入札前にその予定価格を公表することができる」と規定されております。現在、予定価格の事前公表を実施しております。国の組織においては、予算決算及び会計令第79条に基づき「秘密扱い」とされ、事前には公表せず、契約締結後に、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合は、例外的に公表するとしています。予定価格を事前に公表した場合のメリットとして、職員の予定価格漏洩による贈収賄事件や談合事件の防止が挙げられる一方、予定価格が目安となり競争が制限される、落札価格の高どまり、あるいは最低制限価格や低入札基準価格を強く類推させ、採算に合わない低価格入札の懸念、建設業者の見積もり努力を損なわ

せる、入札談合が容易に行われる可能性などの弊害が生じ得るとも指摘されています。

以下について伺います。

(1)総務省では、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うよう要請しております。本市でも、これまで弊害が全くなかったとは言いきれないのが実態ではないかと考えますが、これまでの経過から市長はどのように検証しておられますか、伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (1) 番の御質問にお答えをさせていただきます。

これまでの経過に対する検証についてお答えさせていただきます。

本市の建設工事の競争入札における予定価格につきましては、にかほ市財務規則及びにかほ市建設工事入札予定価格事前公表取扱要綱に基づき、工事実施設計額250万円以上について事前公表を行っておるということについては、議員も御承知のことと思います。

この事前公表のメリットとしましては、事業者が職員に対して予定価格を探る行為などの不正行為がなくなります。で、贈収賄や談合などの防止がなされることが一般的に挙げられています。先ほど述べられたとおりであります。実際のところ、合併以来、いわゆる官製談合と呼ばれるような不正行為は発生しておりませんので、その意味ではこの事前公表が公正な競争につながっている面はあるものと思っております。

一方で、予定価格の事前公表のデメリットとしましては、先ほど来述べられておりますように、一般的に懸念されている項目は確かにあります。

一つには、予定価格の事前公表で事業者同士の談合などが一層容易になるのではないかと懸念であります。これについて、本市においては、そうした不正行為はこれまでのところ確認はされておられません。

次に、落札額の高止まりについてです。本市の過去3年間の競争入札における予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率ですが、この状況を申し上げますと、予定価格を事前公表している250万円以上の工事につきましては、平成29年度が97.9%、平成30年度が97.3%、令和元年度も97.3%となっており、落札額の水準としては高止まりしているというふうにも思われる状況にあります。この高止まりの状態をどうとらえるかということでもありますけれども、これを検証する上で重要なのが競争入札における予定価格の意味合いであります。予定価格は不当に高い価格で契約することを防止する機能を果たすものであり、それゆえに標準的で適正な価格であることが求められております。そこで本市の工事入札における予定価格については、後の答弁でもちょっと触れるんですが、算定に用いる積算基準や各種単価について、透明性や公平性、公正性が確保されており、適正に設定されているものと認識をしています。これらを考えますと、高止まりしているとは言えませんが、予定価格をクリアしての入札・落札ですので、契約額としては適正な範囲にあるものと考えております。したがって、落札率が高いだけをもって弊害が生じているというふうには考えておりません。できるだけ少ない費用で公共工事が運営されることが望ましいのは当然ではありますので、

言われるように引き続きの推移を検証してまいりたいとは思っております。

次に、予定価格から最低制限価格が類推されることにより低価格入札が懸念されることについてですが、本市ではこれまで、工事の品質の確保が疑われるような極端な低価格の入札は確認はされておられません。

次に、予定価格を事前公表することで事業者の見積もり努力を損ねるとの懸念につきましては、本市では全ての工事について入札書と一般と一緒に積算内訳書の提出を義務づけておりますので、全ての入札者が一定の見積もりや積算を行った上で入札されているものと認識しております。また、本市の入札はほとんどが指名競争入札であります。工事の規模や内容ごとに、それらに対応した等級・ランクに格付けされた事業者を指名しておりますので、積算能力が不十分な事業者が工事を受注するような事態は起きておりません。

以上のとおり、予定価格の事前公表につきましては、落札額の高止まりを招いている面は確かにありますが、これまでの総合的な検証においては、事前公表を取りやめる必要はないものと判断してきたというものであります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） ただいま市長から御答弁いただきました。適正な範囲での入札で推移してるといような解釈でございました。

それで二つ目に移りますが、(2)入札価格調査制度、あるいは最低制限価格制度導入の状況。そしてまた、予定価格事前公表での弊害を生じさせないための市の対策があるのかどうか、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)番の御質問についてですが、本市の建設工事の競争入札においては、平成30年度から最低制限価格制度を導入しております。この制度は、いわゆるダンピングの防止と建設業者の健全経営の確保を目的として導入させていただきました。設計金額が3,000万円以上の建設工事が適用の対象となっております。最低制限価格とは、予定価格の7割から9割の間で設定するものであり、設定額に満たない価格で入札した場合は失格となりますが、本市においてはこれまで、失格となった事例はありません。

なお、低入札価格調査制度につきましては、本市では現時点では導入しておりません。

次に、弊害を生じさせないための市の対策についてですが、先ほどの(1)の答弁での繰り返しになりますが、発注者として適正な予定価格の設定に取り組んでおりますので、工事の実設計計については、オンラインのシステムの活用や設計業者への委託などにより最新の実勢価格の反映、法定福利費等の計上に努めております。予定価格の設定の際には、設計金額の一部を控除する、いわゆる歩切りを行わないことにしております。一方、事業者に対しては、全ての建設工事の競争入札において、入札書と一緒に積算内訳書の提出を義務づけております。これは、事業者におけるダンピング受注や入札談合を防止し、積算技術の向上を促進しようとするものであります。以上であります。

●議長（佐藤元君） 7番。

●7番（森鉄也君） 再質問でございますが、総務省、それから国交省からは、予定価格等の事前公表の見直しということで、事前公表の取りやめ等の適切な対応について要請、まあ原則として事後公表を求めているわけでございますが、要請がなされております。都道府県の約半数で予定価格の公表時期を事前から事後または併用に移行。一部自治体では、事前から事後公表へ移行した場合の影響や効果を数年にわたり試行した結果を検証して、事後公表に移行した自治体もあるようでございます。不正は防止できても、適正な競争の確保と適正価格での契約という契約制度本来の目標に照らせば、弊害も多いものとされています。本市でも検討するお考えはないのか。また、市長の基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えしますが、確かに、現時点ですが、秋田県の13市における予定価格の公表の状況についてですけれども、事後公表しているのが横手市だけです。秋田市や由利本荘市も含めその他の12市は、現在も事前公表をしております。しかしながら、森議員がおっしゃったように、国、これは事後公表を原則としておりますし、秋田県では建設工事の予定価格を事後公表のみとするモデル的試行を実施しているところであります。本市では落札額の高止まりというふうに見られる現状もありますので、今後の状況を注視しながら、どちらがいいのか、事前公表の移行も検討してみたいというふうに思っております。以上です。

●7番（森鉄也君） 質問を終わります。

●議長（佐藤元君） これで7番森鉄也議員の一般質問を終わります。

所用のため暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

午前11時03分 休 憩

午前11時14分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、11番佐藤治一議員の一般質問を許します。11番。

【11番（佐藤治一君）登壇】

●11番（佐藤治一君） 本日2番目の質問にさせていただきます。

初めに、私の一般質問通告書は8月の18日に提出しております。しかし、今日まで時間あるわけですが、大きい1番の中に本定例会の補正予算に関する内容、それからまた、大きい2番については6月定例会に出た補正予算の内容にかかわるものもあります。そういうことで、しかしながら私通告しておりますので、初めに通告したとおりに進めさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく御了承お願いしたいと思います。

初めに、大きい1番、新型コロナの影響下、今後の経済雇用対策、産業支援についてであります。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、秋田魁新報の記事によると「内閣府が発表した今年4

から6月期の実質国内総生産（GDP）速報値が年率換算で27.8%の大幅減となった。新型コロナウイルスの影響で個人消費が激減したことなどが要因であります。リーマンショック後の2009年1月から3月期の年率17.8%減を超え、戦後最悪のマイナスとなった。新型コロナウイルスは再拡大しており、状況次第ではさらなる景気悪化が懸念される」とあります。

市内の経済状況については、市長は先の6月定例会の市政報告において、「新型コロナウイルスの影響により全ての業種で業績が悪化している。6月以降、コロナ禍の影響は避けられないものと心配しており、引き続き注視していく必要がある」と述べております。

以下について伺います。

(1)6月以降の市内経済はどのような状況か。また、その状況をどのように受けとめ、さらにどのような経済対策を考えているのか。

これにつきましては、本定例会の市政報告でおおよそ報告されているものと考えております。したがって、それ以降に回答いただけるものがあれば回答いただくということでもよろしいかと思えます。お願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、大きな(1)番の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど議員もおっしゃったように、市政報告の際に4月から6月までの本市の景況調査の結果について等を述べさせていただいておりました。繰り返しになるところもありますが御理解をいただきたいと思えます。

市や商工会が8月に向け個別の企業への聞き取り調査を行った限りにおいて、4月から5月にかけての国による緊急事態宣言や秋田県からの休業要請による影響が直撃した飲食業や小売・建設業などでは、その後、やや持ち直しの動きも見られております。反面、世界経済低迷の長期化、首都圏との営業機会の喪失、これを強いる製造業においては、徐々に厳しさが増している状況がうかがえ、深刻に受けとめております。

今後の経済対策につきましては、国による経済対策等を注視する必要はありますが、市においてこれまでも行っております中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証等の円滑な認定による資金繰り支援や、前年同月に比較し売り上げが20%以上減少した事業者に対する20万円を給付するにかほ市事業継続応援給付金事業について、対象月を今年12月までとしておりますので、引き続き事業の周知と円滑な事務手続きに努めてまいります。また、市政報告でも触れましたが、解雇や雇い止めなど非自発的離職が今後拡大することに備え、にかほ市雇用拡大奨励金事業を補正予算に計上させていただいているというところであります。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） それでは、経済対策について再質問させていただきたいんですが、本定例会で雇用拡大奨励金を載せておりますけれども、それについて質問させていただきたいと思えます。また、9月2日の秋田さきがけにも載っております、この内容は。一般質問でこれが問題あるのかどうかっていうのはちょっと疑問のあるところであると考えの方もおると思うんですけども、質問さ

させていただきます。

雇用拡大奨励金1,500万とありますけども、これは正規雇用30万、非正規雇用15万、1回となっております。ただし、これ似たようなものが秋田市にも出ておりまして、秋田市ですと正規で15万、非正規で7万5,000円、これは70人ずつ、これは3月1日までの採用にということであります。ということで、この1,500万、それから内容についての若干の根拠についてお知らせいただければと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 細かい内容については担当の方でお答えをさせていただきますが、今回この雇用拡大奨励金事業を補正予算に計上したというのは、やはり今後、製造業分野等において非自発的離職を求められる方が出てくるという可能性が情報の中では入ってきておりますので、そこをもとにつくっているというふうに御理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 1,500万円の根拠でございます。

先に5月にサンクロージングという会社が閉鎖いたしまして、そのときに対象が70人ということでしたが、そのときは市民が半数近くでございました。実際にこれを推測するというのは非常に難しい話ではございますが、一定の規模感というのを想定してのには大きな根拠というのがございませぬけれども、不足であればまた追加ということも考えておりますので、まずはこのところから始めたいということで考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） まず初めにということですけども、実は、5月の縫製業者のほかに、最近、ある企業では40歳以上の30人から40人の希望退職者を募っているという情報は皆さん御存じかと思っております。今後、体力のない企業に連鎖が起きる可能性が大なのではないかと思っております。また、12月末まで雇用調整助成金ですか、これは終わります。となると、年明けにはさらにまた深刻な問題になるんじゃないかと思っております。ということで、これ秋田市のように、例えば1ヵ月1本じゃなくて、例えば数ヵ月にわたっての支給とか、それからもう一つは、このにかほ市の事業については、これはいつまでの期間というか採用についての事業なのか、それについてお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 秋田市のお尋ねでございましたが、秋田市の場合、これが7月の時点でパワーテックテクノロジー社というところが、雄和町でございますが、大きな250人以上の退職者が今後出るということでございました。それに対応したことも秋田市の場合は含めているということで情報をいただいております。

私どもとしては、やはりすぐ再就職してやめたんでは、これまたお金が幾らあっても足りませんので、一定のやはり経過というのを見なければいけないと思っておりますので、秋田市と同様な形で今考えております。例えば1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月という形で10万円ずつ支給していくという形でございます。期限としましては、2月末まで今のところは想定しているところでございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 次に、(2)の方に移らせていただきます。

新型コロナに対応した本市独自の経済対策については、企業や個人の支援に迅速に対応してほしいと考えます。現在までの対策の状況は。

市政報告である程度お聞きしておりますが、もし追加であるのでしたらお知らせください。よろしく申し上げます。以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(2)番の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、これまでの新型コロナ対策に係る経済対策についての考え方を冒頭でお話をさせていただきます。

市としては、私としては適時適策で行いたいということは冒頭から申し上げておりました。ですので、できる、最初、そのことを念頭に置いておりましたので、当初、まずは新型コロナによって経済危機に陥った傷口の大きい飲食、宿泊業に対する支援を速やかに実施していくというふうに宣言をし行っていました。これは過去における御質問にもお答えしましたように、商工会によるアンケート、あるいは金融機関からの聞き取り調査、あるいは飲食店、宿泊業者等の当該事業者・団体からの直接的な訴えをもって、それを参考にしながら取り組んだところであります。それ以外の業種、小売店等についても、私としては順次支援をしていくというふうに議会等の中で行ってまいりましたし、まずは傷口の大きいところから始めて順次支援を行っていった今に至っておるところであります。確かに、一度期に全体への支援ができればよかったですけれども、なかなかそうなる则可及的速やかにということについてタイムリーにできない。迅速にということが不可能であるというふうに考え、順番を区切りながらやらせていただいたということを御理解いただきたいと思います。

また、このように新型コロナ禍によって苦境に陥った事業者を救うということについては、やはりなんだかんだいって市民全体の理解を得なければなりません。そう考えたときに、やはり市民の皆さんに御理解、御協力をいただくためには、市民の皆さんに参加していただく形をとりたいたいというふうに思い、そこでまず一つの方策としてとったのが「おうちdeレストラン」という事業でありました。これは思惑どおりといったらなんなんですけれども、市民の多くの皆さんに御理解いただきました。テイクアウトによる一次消費と、その後の商品券による二次消費がうまく図られていってるものと私は考えております。

現時点は、少し夏場でもありますので多少なりとも人の出があります。よって消費は促されておりますので、今現在の状況を見ていきたいなというふうに思っておったところであります。実際、先ほどの(1)の答弁でもお答えしましたように飲食店等においてはそれなりに持ち直しをしているところもありますが、思惑どおりにはいかない分野もあります。これからさらに冬期間に入ります。どのように消費を喚起するについて、11月以降の経済対策についてたいま目下検討中です。私としては、さらなる直接的な真水の投入も必要なんだろうというふうに思っています。ただ、同じこ

との繰り返しにはならないかと思えます。それによって足りない部分というのが見えてきましたので、そう考えたときに、今関係機関との調整も図っておりますので、9月定例会には提案はちょっとできませんけれども、早急に臨時会を開いてでも皆さんにお願いをしながら次の対策を成案にしていきたいと考えております。

以上の前提を踏まえて、これまでの対策についてさらに細かく報告をさせていただきます。

まず、本年2月18日に国が中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき新型コロナウイルス感染症をセーフティネット保証の対象に指定して以降、中小企業者の資金繰りを円滑に図るため、融資保証を受けるために必要な市の認定を8月21日時点で167事業者に対して189件行っております。一刻も早く事業者の資金繰りに寄与できるよう、申請があった場合には商工政策課窓口で即座に内容を確認し、提出書類に不備があった場合を除き、ほぼ全ての申請に対してその場で認定通知書を手渡しております。そのうち、3月議会で条例改正により創設いたしました、にかほ市中小企業振興資金特別枠については、8月21日時点で20件、金融機関からの借入額で1億1,520万円分を認定しております。また、5月1日の臨時議会にて予算計上いたしました、にかほ市飲食店等緊急支援給付金については、1事業者当たり30万円、129事業者に対して3,870万円を給付しております。こちらも可能な限り迅速に給付できるよう、申請受付から10日から約2週間での支払いを行っております。同じくにかほ市テイクアウト等消費還元事業については、スタンプカード1万6,402枚を受け付け、利用された市民へ、にかほ市商工会共通商品券3,280万4,000円を還元しております。その間、事業に参加した飲食店においては、6,560万円以上の現金による売り上げにつながっております。また、5月28日の臨時議会にて予算計上いたしました、にかほ市事業継続応援給付金事業につきましては、8月21日現在、493件、9,860万円分の給付決定をしております。一部の申請者については、申請に必要な書類の不備などで給付まで長引くケースもありますが、申請から概ね2週間での支払いとなっております。また、国による持続化給付金や雇用調整助成金等について、申請手続きの煩雑さが課題となっておりますが、5月8日から6月30日までの期間、商工会に特別相談窓口の設置業務を委託し、制度活用の円滑化が図れるよう支援しております。期間中、商工会では本所・支所合わせて337件の相談や申請手続きのアドバイスを実際に行っていただきました。以上であります。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） もう一つ再質問させていただきたいんですけども、にかほ市事業継続応援給付金について、この間市政報告でされてますが、小売業について申請割合が39%とかなり低いと載ってますが、これについてはどのように考えておりますでしょうか、お伺いします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 御指摘の小売業が低い。これは私どもでも類推するしかありませんが、今のところ想定している件数にはどんどん近づいております、いわゆる20%を切らない方々も現に存在するということかと類推しているところでございます。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 私は、申請の手続きで、個人であるところとちょっと面倒とか難しいのかなと、そういうふうな形もちょっと懸念したものですから、それもありまして質問させていただきました。

次に移りたいと思います。

(3)番です。個人消費の落ち込みの影響により、今後の財政は厳しい状況が続くと予想されます。本年度事業についても廃止、停止を含めて見直す必要があるのではないかと考えますが、見解についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)番目の質問にお答えをさせていただきます。

今後の財政見通しですが、本年度に関してはコロナ禍の影響はほとんどありませんが、来年度の市税等の自主財源は、消費の落ち込み、企業収益の悪化が予測され、厳しいものになると考えております。減収分に関しては地方交付税の増や臨時財政対策債などで措置されるかもしれませんが、財政調整基金を取り崩しての対応が必要になるものと考えております。

各主要事業への影響であります。本年度に関しては、特にイベント関係の事業と首都圏など県外からの人的接触が発生する事業に関しましては、感染症の再燃により非常に大きな影響を被つてるところであります。イベント関係の事業は既に中止したのも多数ありますので、ほかの事業についても年度計画の見直しが必要となったり、場合によっては一時取り止めるものがあるかもしれません。しかしながら、市にとって必要である事業でありますから議会の承認を得て事業化したものでありますので、中断というものはあり得るかもしれませんが、軽々に廃止・停止を考えてるというものではありません。まずは今後の事業の展開を予測しながら、事業の再構築をしていくということが本筋になっていくんだろうというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 今の答弁で廃止・停止じゃなくて再構築というふうなお話ですが、私も考えるに、例えば観光事業については、いわゆるコロナ禍で人が制限されている中で観光事業は見直すべきじゃないかなというふうに考えておりました。これらについてはぜひ再構築の対象にしていただき、例えばイベントを重視した事業も見直すべきではないかと私も思ってます。イベントに重視した事業じゃなくて、観光資源の整備に力を入れてリピーターを増やすことに努力するべきじゃないかと私は思っておりますが、見解についてお伺いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 私も早々に5月12日の時点で、令和2年度の事業についての再構築、あるいは見直し等について各部課から再検討させております。その中で廃止・中止、例えば教育留学について今年度は実施しないかもしれません。しないです。しかしながら、それは廃止ではありません。来年度以降は行いますので、事業として今年度は中断している、あるいは中止しているものがあるかもしれませんが、事業を廃止するというものでのちょっと考え方が違いますよというふうに先ほど来申し上げているところであります。

観光事業についても、大型のイベントについては、市単独でやるものについては一時全くやらないというわけにはいかないと私も思います。経済対策もあります。で、6月の解除されてから、事業者側からの要望もあり、私は7月にねむの丘でイベントを実施させていただきました。で、感染症拡

大予防対策をしっかりとって実施することによって、コロナの感染は起き得なかったという実績があります。そう考えたときに、どのように事業を再構築するかということは考えていかなければなりません。他方で、佐藤議員がおっしゃるように、今年できないかわりに整備するものは整備しましょうということでむしろ検討をしておりますし、やろうとしているところでありますので、その部分については御理解はいただきたいと思います。ただ、観光全体がもう今年はだめよというものではなく、やはり一つ一つの事業をそれぞれ精査しながらやっていくということが必要なんだろうというふうに思っています。私は以前から言ってるように、ある意味、緊張と緩和、さじ加減だというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） それから、これに関連してもう一つ再質問したいんですけども、魁新報の記事で皆さんご覧になったかと思うんですけども、由利本荘市の一般質問の中で、「花火大会などの行事が中止や縮小となったため、約5,800万円の余剰財源が生じ、これらは市独自の新型コロナ対策に充てるとした」とあります。私、当市の中止、そこら辺でどのぐらいの余剰が出てくるのか分かりませんが、例えば余剰が出た場合、例えばコロナ対策の拡充とか、今現状一番問題になってる同じような考えで進むという考えはお持ちでしょうか。それについてお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 今回のコロナ対策については、当初、4月の始まった時点で、私としてはある一定の予算規模を考えて予算確保をした上で進めております。他の事業は廃止してその余剰金をもってコロナ対策に充てるということを想定しなくても、十分にできるだけの財政余力をもってコロナ対策に当たりたいというふうに思って、当初から取り組んでおります。ですので、一時期、財政調整基金の繰り入れもありましたが、それ以降、国からの一次補正、二次補正で充当できている部分もありますので、今、経済的、財政的に苦しくてそのようなことをしなければならないという段階ではありませんので、十分に予算は確保できております。ですから、今ここでその余剰金をもってさらに対策を打てというのではなく、すんなりとかこういう対策を打ってくれということで私は十分なんだろうというふうに思います。予算は十分に確保してあります。御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

(4) 将来を考えた場合、税収の維持、確保のために基幹産業の育成支援、企業誘致に向けた工業用地の準備をやはり進めるべきじゃないかなと私は考えますが、見解についてお伺いします。工業用地の整備については、「オーダーメイド型で対応する」と、これまでの答弁であります。コロナ禍においても考えは変わらないのかお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、1の(4)の御質問にお答えをさせていただきます。

御質問前段の税収の維持、確保のために基幹産業の育成支援という点につきましては、特に製造

業の持続と発展は将来にわたる本市の存続そのものにかかわる重要な点であるというふうに認識をしております。地元企業がコロナ禍を乗り切るために、時代の趨勢を見定め、新たな視点で企業価値の向上や未来技術の普及、イノベーションへの挑戦をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

工場用地の整備についてですが、これまでも議会の場で幾度かお答えしてまいりましたが、新たな用地の整備には膨大な費用がかかる上、重厚長大な大型企業の立地は秋田県内でも少なくなってきたことから、通勤労働力の確保にも課題があり、県内でも塩漬けになったままの用地が多数散見されます。このような中、工業用地の整備は現在も企業誘致と併わせて行うべきであるという考え方に変わりはありません。

現在、にかほ市では、工場の立地案件があった場合には、すぐに活用できる民間の工場跡地や民間が所有する用地を優先的に紹介するようにはしております。現在、コロナ禍の現在における立地協議案件は、広大な用地を準備してそこに招くというやり方ではなく、どちらかというところではワークの軽いIT企業やテレワークの機能を生かした業務の一部移転であったり、市内企業への生産委託からの市内進出であったりと立地環境や条件も多様化しており、実際そのような方向で動いているところであります。コロナ禍を踏まえれば、オーダーメイド型で対応することはむしろ必須となり、それに応えていかなければならないと改めて認識をしているところであります。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 工場用地については、過去の先輩議員、同僚議員含めて7人の方が質問して、5人の方が必要性を訴えております。その中でいろいろやりとりあったわけですが、これについてはこれ以上質問するつもりはございませんが、2019年3月、私、会派代表質問の中で、市長のトップセールスについて、手応えについて質問させていただきました。その後の成果というのはどういうものか、お伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） これまでのセールスの中で、ほかの事業との組み合わせの中でセールスを行っています。どういう事業、企業名とかはありませんけれども、例えば上浜小学校の改築・改修に基づいてのIT企業等に対するアプローチとかもしながら、それに対するある一定の評価をいただいているというところであります。そういうようなこともありますし、それ以外の他分野の事業についても営業をしようとしていたところではありますが、今回のコロナ禍で約束をしていたところに行けないというものもあります。そういうところについては、時期を見て、もう少し待ってくださいと、お互いがもう少し待ってくださいと言いながら、この時期までちょっとずるずる来てはるんですが、なかなか東京に行くにしても厳しいというところがあるということも御理解いただきたいと思いますが、他方で、昨今のリモートによる営業も行っております。近いところでは2件ほど、上郷小学校に設置したZoomを使って中京圏の企業、あ、間違った、中京圏の企業は来てます、東京にある、あるゲームメーカーに関する企業とか、そういう企業と接触を図って営業活動をしているということをしております。それ以外、実際に企業、私どもの直接的な関与ではありませんけれども、先ほど答弁した中にありますように、企業内に別の生産拠点をにかほ市に、別の市町村に

ある、県内の他市にある企業が、秋田にある企業が、秋田県内にある企業がにかほ市において生産拠点を確保したというところもありますし、実際そういうところについては私どももアプローチをしながら、企業の誘致を図っているというところでもあります。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 地方創生を掲げる安倍政権も、企業の本社機能の地方移転などを進めてきましたけども、なかなかうまくいってない状況です。今、コロナ禍の中で、市長においては本社の機能移転ができそうな企業とかそういうふうなアプローチもできるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺の考えをお聞かせ願えないでしょうか。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 確かに、最近マスコミを騒がせているパソナがあります。パソナが1,200名を淡路島に移転するという、思い切った大胆な施策ですが、なかなか本社機能移転ということには、パソナ以外のところは名前は出てこないところでもありますけれども、私どもも県の東京事務所に職員を派遣しておりますし、当然県全体において彼はアプローチはしてるわけですが、そのようなところと連携を組みながら、いろいろな可能性は探っていきたいと思っています。いずれにしろ、テレワークの可能性については、県も今推進しておりますし、本社機能の移転ではなきにしても、一部事業の移転、あるいは働く場の移転ということについては、それなりの数のIT企業の皆さんともお話をさせていただいて、前に進む方向で検討をしていただいているというところがあります。ただ、そのときの経済状況にもよりますので、環境状況にもよりますので、確約というものはまずありませんけれども、一つずつ進めているということは御理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） ぜひ本社機能の移転、それから部分的な移転でも構いませんし、そこら辺のアプローチをしっかりとやっていただけるようお願いしたいと考えます。

時間も少なくなってきましたので、次の大きい2番についての質問をしたいと思います。

特定空き家の解体工事についての質問であります。

平沢地区で、管理者が不在で老朽化により外壁などが飛散する危険性が高い旅館施設と、同じく管理者及び相続人不在となっている危険空き家の2件について、国の空家対策総合支援事業を活用した略式代執行による解体工事が6月定例会の補正予算に計上されました。長年の近隣住民と当該自治会の要望に対し、行政による解体の選択を決断したことを高く評価したいと思います。

以下、近隣住民への対応についてお伺いしたいと思います。

(1)9月に工事着手、来年2月には解体を終えるとの計画とされるが、より具体的スケジュールと工事の詳細についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） この質問については担当の方でお答えしますが、いずれにしろ2件の危険空き家、特に大型の方については、平沢地区の人たちにとっての念願であったと私も思っております。行政もこれまで決してさぼってきたわけではありません。なかなか行政手続きが進まず、国との交

渉も進まなかったところで、ようやくそれが実現したということでもありますので、せっかく実現したものであります。危険あるいは危険を回避し、安全管理、地域の人たちにとって決して危険が及ぶことのないよう、十分に安全に配慮しながら工事が進められるよう、施工業者並びに行政としても十分に配慮していきたいというふうに思っておりますので、その部分をあらかじめ述べさせていただきます。

(1)番から(4)番については担当の方でお答えさせていただきますので、よろしくお願いします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） それでは、(1)のより具体的スケジュールと工事の詳細についてお答えいたします。

民間住宅及び旧旅館施設とも、解体工事に入る前に建物敷地内にある衣類や寝具、それから食器等の動産の運び出しを8月中に終えております。また、旧旅館施設のアスベスト除去に伴う環境省及び労働基準監督署への届け出等の手続きを行い、現在解体工事に着手しているところであります。

今後の工事の予定としましては、民間住宅の解体工事につきましては、9月末日の完了予定で現在工事を進めております。旧旅館施設については、9月から10月末までアスベスト除去工事を行い、10月から旧館の解体工事、12月から新館の解体工事に入る予定であります。1月からは掘削した箇所の埋め戻し作業を行い、2月末日に解体工事を全て完了する予定としております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） それでは、(2)番の質問に移ります。

解体前の近隣家屋調査、当然やるべきと思うんですけど、そこら辺の実施状況についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） (2)の解体前の近隣家屋調査の実施状況はについてお答えいたします。

旧旅館施設の解体工事に伴う家屋調査の範囲としましては、地盤の固さを考慮しまして、旧旅館施設から南西側を30メートル、北東側を50メートルとし、その範囲内の27件の家屋調査を実施しております。家屋調査を実施するに当たっては、建物所有者に対して全体調査、内部のみ調査、外部のみ調査、一部のみ調査の区分で、調査希望箇所の聞き取りをした上で家屋調査を実施しております。家屋調査は、市で発行した家屋調査許可証を携帯した調査員により行われ、9月から始まる解体工事に合わせて8月中に終えております。家屋調査報告書は、市役所に1部、建物所有者に1部それぞれ保管し、解体後に建物所有者からの申し出により本報告書と工事後の現状を照らし合わせ、工事による被害と認められた場合に現状復旧に対するの補償をすることになります。以上です。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） (3)番です。アスベストの除去対策及び飛散防止対策についてお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） アスベスト除去対策と飛散防止対策はについてお答えいたします。

旧旅館施設の解体時にアスベストを外部に飛散させないよう、作業場にプラスチックシート等を用いて隔離を行います。作業は1部屋ごとに行い、隔離した作業場への作業員の出入りの際にアスベストが外部に飛散することを防ぐため、作業場の出入り口に前室、前の部屋を設けて、外部から直接作業場へ入ることができないようにいたします。作業場には集塵排気装置を設置し、作業場及び前室の空気を排出することで二つの部屋が外部の気圧よりも低い状態を維持しながら作業を行います。その出入口及び敷地周囲の複数箇所にアスベスト測定検査機器を設置し、アスベストが外部に飛散していないかの検査を常時行うこととしております。また、アスベスト含有建築材が露出しないよう板状の材料で完全に覆うなどし、工事によりアスベスト含有建築材が損傷しないよう防止策を実施してまいります。外部にアスベストが排出・飛散しないよう、細心の注意を払いながら除去作業を進めるよう業者に指導してまいります。以上です。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 再質問させていただきます。

このアスベストのやる業者というのは、これは工事を請け負った業者ですか、それとも別の業者ですか。お伺いします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 工事を請け負った業者ではなく、専門の業者で行うということで聞いております。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） (4)番ですが、解体工事に伴う交通規制を含め、近隣住民への説明をどうする予定なのかお伺いします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） (4)の解体工事に伴う交通規制を含め、近隣住民への説明はどうする予定なのかについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、近隣住民への全体説明会は開催しませんでした。そのため、初めに地元の平沢自治会の会長・役員の皆様に工事概要などの説明を行い、その後に近隣住民の皆様へは職員が直接個別訪問を行い、事前家屋調査と工事概要について説明を行っております。

工事に伴う交通規制については、地域の交通事情に迷惑をかけないように極力避ける方向で考えておりますが、解体工事に伴う重機の搬入・搬出時と、新館の解体工事に入る際に重機の作業場所を確保するために一時的に交通規制を行う予定としております。交通規制が必要な時期が分かり次第、周辺住民の皆様に対してチラシの配付などによりその都度周知を行う予定としております。安全面には十分配慮して交通規制を行うよう、業者に指導してまいります。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 再質問させていただきます。

近隣には呉服店、それから理髪店等あります。例えば、一時的に交通規制するということですが、工事の際に重機を搬入する際に通行止め、それから一時的にというわけですが、一時的

というのは1日とか、そういう短時間とかそういう時間的なものというのはこれどういうふうな、今知ってる限りでお知らせいただければと思います。お願いします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 一時的と申しますのは、例えば旧館の解体をする場合でありますと、重機を下ろしたり、終わって搬出といいますか積むときに一時的に通行止めをさせていただきたいと考えております。それから、新館の方でありますけれども、重機を確保する場所がありませんので、建物を一部解体しまして重機が入れるスペースをつくれるまでの間、通行止めにする予定で考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） その重機が入れるまでという期間というのは、具体的にはまだ分からないということですか。お願いします。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 半日ぐらいでその作業は終わるということであります。

●議長（佐藤元君） 11番。

●11番（佐藤治一君） 工事に関しては安全にお願いしたいということを切に希望しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

●議長（佐藤元君） これで11番佐藤治一議員の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開を1時15分といたします。

午後0時09分 休 憩

午後1時14分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、12番佐々木正勝議員の一般質問を許します。12番。

【12番（佐々木正勝君）登壇】

●12番（佐々木正勝君） それでは、通告に従って質問させていただきます。

大きい1番、地球温暖化対策の取り組みについて。

人間の様々な活動によって排出された温室効果ガスが温暖化の原因と書かれた小冊子がある。猛暑や台風、豪雨を生み出す温暖化、「温暖化は加害者も被害者も私たち」とある。温暖化防止は、他人事ではなく自分事として考えさせられた。国立環境研究所が今年4月発表した1990年から2018年までの部門別二酸化炭素排出量によると、全体に対する家庭部門の占有率が近年15%台と上昇傾向で推移している。実際、排出量も増加傾向で、これは他人事ではないと自分なりに気づかされました。

本市では、地球温暖化対策に真剣に取り組むため、地域住民と行政が協働で温室効果ガス抑制の

推進を図ることを目的とする、「にかほ市地球温暖化防止対策地域協議会」が2009年7月に設立されました。一人一人の地球環境を守る行動へと発展させるために「地球温暖化防止都市」を宣言し、「市民の皆さんと一緒に全力を挙げて取り組みます」と宣言後10年経過、現在どうなっているのだろうか。

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「温暖化防止実行計画」の実情を毎年公表しているが、これは市が自ら行う事務や事業を対象としている計画である。「温暖化防止都市」と宣言し市民の皆さんと一緒に取り組むと述べた意図は、市域全体で温暖化防止策に取り組むことであり、その中に市の実行計画があり、市民・事業者等の計画があり、それを市全体として取り組んでいくことではなかったのかと思います。

そこで以下伺います。

(1)「地球温暖化防止都市宣言」後10年経過、市域での温暖化対策はどのように推進されてきたか。また、市民や事業者との協働による取り組みはできたのか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1番の(1)番についての答弁をさせていただきたいと思います。

平成21年7月に、にかほ市地球温暖化対策地域協議会を設立し、地球温暖化防止都市宣言を行っているというのは議員がおっしゃるとおりであります。協議会は、市内の第一次産業、第二次産業、第三次産業からの20の団体と企業及び市内在住の秋田県地球温暖化防止活動推進員7名の個人から構成され、会員数38名で活動を行ってまいりました。活動内容につきましては、にかほ市植樹祭の共催及び参加、市民を対象とした環境講座の開催、環境家計簿の全戸配布、子ども向けPR冊子の寄贈のほか、2009ストップ温暖化作戦秋田県大会では、にかほ市の取り組み状況を発表したり、レジ袋削減、マイバッグ運動推進のためののぼり旗を配布し、市内店舗でPR活動を行ってまいりました。また、にかほ市ごみ減量リサイクル促進ポスターコンクールを市と共催で開催し、最優秀賞作品はポスターとして印刷し、市内商店等へ配布も行っております。

こうした業種を超えた活動を行うことにより、温暖化対策についての認識をより深めることができ、市民や事業者との協働による取り組みはある程度達成できたものと認識しております。市民の間の環境配慮などに基づく地球温暖化防止への意識は醸成され、今日に至っていると思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 宣言した後の温暖化対策、一応それなりに目標は達成されたというような御答弁でした。この温暖化宣言に対して、例えばいついつまでやりますよと。そこである程度目標が達成させられたから、それ以降はそれなりの活動だよというふうな解釈、私したんですけども、早期に目標達成できたということは喜ばしいことではあると思います。ただ、温暖化防止対策に対しては、これで終わりということではないと思うんですよ。やはり一過性で終わるべきではないというふうに私は考えます。で、地域協議会も、それなりの目的があって目標を持って活動されたというようなことですけども、当初の例えば計画した実施策が終えたとしても、じゃあ次、削減の目標もうちょっとレベルを上げてこういうところに取り組もうとか、そういうこともあってもよかつ

たんじゃないかなど。ただ今の御答弁ではそれがちょっと聞き取れなかったもので、再質問として、そういった1回目標を立てて活動した以降、以降の取り組みとしてはどのようなことがあったのか、再質問として伺います。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） それ以降の取り組みについて、細かいものについては担当の方でお答えすることがあればさせていただきたいと思いますが、まず東日本大震災以降、消費電力の節約が、省エネなど国を挙げての生活習慣の改善にも取り組んでおりましたし、にかほ市内においても、先ほど説明しましたように、様々な取り組みや広報活動を行ってまいりました。合併以前から実施されている春の掃除や7月のクリーンアップ作戦、秋の大掃除などの全域、全市民がこぞって参加しているということは、これは全国でも珍しい取り組みです。長年継続され実施されてきていることは、市民全体の環境美化、環境配慮の意識が醸成され、定着しているあらわれと考えます。さらには、事業者によるクリーンアップの取り組みも毎年のように継続されており、私としては同様に考えております。近年では、7月1日からレジ袋の有料化が始まり、廃棄物や資源節約のため、日常生活の中で地球温暖化防止対策が習慣化されてきているんだらうというふうに思っています。

私としては、議員のおっしゃることも十分理解しますが、その先んじてというよりも、その地球温暖化防止対策に対する取り組みとして一気に全市民に対して意識を醸成するために、過去において実施した、2009年等において実施していることが一定の効果をあらわした後、市民にこのように定着している中において、ことさらに大きなことをやることはないというふうにも思うところもあります。しかしながら、他方で意識が常に薄れていくということも考えられますので、そういう注意喚起というのは必要でありますので、議員のおっしゃるように活動そのものでなくて、例えば注意喚起を一定程度、温暖化対策週間とかそういうのがありますから、そういうときにより広くやっていくということも一つの方法なのかなというふうに改めて考えるところであります。

今まで行われてきたそれ以降の取り組みについては、担当の方であればお答えをさせていただきます。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） これまで行われてきた地球温暖化の施策でありますけれども、使用済み天ぷら油、植物性廃食油を回収しまして、BDF、バイオディーゼル燃料としての活用などを行ってまいりました。それから、生ごみを処理するためのコンポストなどに対する助成事業なども行っております。それから、市内を見ますと風力ですとか太陽光などの再生可能エネルギー、このようなものが多く設置されてきているところであります。庁舎におかれましては、この象潟庁舎、屋上にソーラーパネルなどを掲げております。それから、この象潟庁舎ですけれども照明がLED化にされ、省エネ化されてきております。それから、各施設、小・中学校ですとかむらすぎ荘ですけれども、太陽光パネルなどをあげて省エネなどに取り組んできているというようなことがあります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 今の御答弁でいろいろ取り組まれたということは承知いたしました。

今回私がこの質問をテーマにしたのは、あるきっかけがあるんですよ。それは、仁賀保庁舎の国

道沿いに地球温暖化防止都市宣言の看板があるんですね。その看板を、私通ったとき「あれ」と思ったんですよ。何だと思ったら、表面がはげかけてるんですよ。文字も見えなくなってるんですよ。あの看板って多分宣言したときに建てたと思うんですけども、それから約10年なんですよ。何か経年劣化というか、看板自体がもう、宣言しましたっていう迫力がないんですよ。だからもし今、そういった省エネとか温暖化に対して取り組んで、活動やりますというからには、やはり最初掲げた看板はやはり生き生きとしたもの、やっぱり誰が読んでも宣言した都市なんだと思うような状況にするのが行政の仕事じゃないかなと。私これたまたま気づいたんですけども、みんなあの看板を見てるのかなというそういう疑いもあります。どこに看板があるのっていう人が多いですよ。だからもうちょっと、今の答弁でいろいろやってたんだったら、これをやってますっていうのを、今行政の方で毎月、温暖化に対しての実績報告してますけども、(5)番にかかわってくるんですけども、もう少しその広報の紙面を使って、こういうことやってますよと。行政がやってるから家庭でもこういうことやれば二酸化防止抑制、抑止効果あるんですよと、そういうのも伝えるのも行政だと思うんですよ。自分たちが活動やってるからじゃなくて、活動をやることをやっぱり住民に伝えるというところまでがやっぱり私は行政の仕事だと思うんですよ。

だから二つ目の質問として、看板、修正するのか、それとももう消費期限切れたからあれを取っ払うのか、そういうこれからの考えをお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 地球温暖化防止対策について賞味期限はありませんので、看板が劣化しているままに置いてあるということは、これは私どもの不手際です。これには早急に対処させていただきたいと思いき、そういうちょっとした気づきの部分、これがまさに足りなかったんだと思って私も反省したいと思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 市長も今気づかれたということで、大変いいことですので、その辺のところは庁舎全員にも呼びかけていただければというふうに考えます。

それで、先ほどの答弁の中にも、市民には温暖化の取り組みはもう浸透してますよという市長の答弁いただきましたので、どれだけ浸透してるかという質問、自分の中では考えてたんですけども、それはもう浸透してるというふうな解釈で、この質問はやめようかなと思いますけども、あと市長として、この温暖化防止対策に対して、今後自分としてはどういう考えを持ってるかっていうのをひとつ今お聞かせいただければありがたいですけども、それできましたらお願いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 温暖化防止対策と一言に言いますが、いろいろな活動があると思います。いわゆるCO₂の削減にしろ再生可能エネルギーの導入にしろ。温暖化防止に対する取り組みについては、やはり世界規模、グローバルな地球規模での課題ですので、これに取り組まないという理由は全くありません。これは心して取り組まなければならないんだと思います。

併せて、後ほどの答弁に出てくるのかもしれませんが、再生可能エネルギーの導入というのは、私どもこの地域にとって、秋田県全体なんですよ、非常に必要性が高いといいましょ

うか、好適地であると。特に風力については好適地であるなどということ、これが地球温暖化防止対策は県全体の取り組みとしても効果を貢献することができるのかなというふうに思いますが、他方でそれが乱開発になっていくということも非常に懸念されております。ということで私の方でもいろいろなことでも表現をさせていただいておりますけれども、いずれにしても、今にかほ市が取り組んできた地球温暖化対策については、私としては再生可能エネルギー導入も含めて効果が出たんだと思いますし、それが前の一般質問でもお答えさせていただきましたように、永続可能都市として位置づけていただける、2019年ですが、位置づけていただける一自治体として、秋田県では3ヵ所ですので、100%市内で消費する電力を自前で生産することができる地域として評価いただけてるんだろうというふうに思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） もう一点確認っていうか自分として今考えてることがあるんですけども、この温暖化対策っていうのは、いろいろごみとか省エネとか袋とかいろいろやってますけども、結果的にはCO₂がどれだけ減ったんだよという数値化っていうのが最終的には必要だと思うんですよ。今、庁舎でいろいろ頑張ってるところは、毎年6月またはそれ以降の月で実績を報告されてますけども、あれは単純に行政が頑張ってるというCO₂削減の実績報告ですよ。じゃあ市域全体を考えたCO₂の削減ってどうなってるっていったときに、ごみ3Rやってますとか、やれリサイクルの中でごみ袋どうのこうの、コンポストどうのこうのっていっても、数値でつながらないと、じゃあどれだけ私頑張ったのって言われても出てこないですよ。だからそういった市域全体でどうしたらCO₂というその数値を小さくするんだよと、要は排出量を少なくするんだというのが、行動もそうなんだけど行動した結果を数値であらわすということが、今のやってる温暖化対策でひとつ足りないっていうか、やった方がいいんじゃないかなと私は思ってるんですけども、そういった市域全体の中で何かひとつ捉え、例えば家庭の電気でもいい、ガソリンでもいい、そういった形の中でそれをある程度、例えば100掛ける2、何掛けてもいいんですけども、電気量を毎月、電気消費量をチェックしてもらって、そっから何家族分の電気消費はCO₂これだけだったよと、それが前月、前々月に対してこれだけ減ってるから頑張ってるんですよと、そういうふうに言えるようになると思うんですよ。実際CO₂を数値化した場合に。だからそういったところの中で、その数値化っていうところは今後考えられないかというところを再質問します。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 実際の効果測定として数値化を図ってるかというのと、図ってはおりません。秋田県の取り組みについての数値目標をそのまま参考にさせていただいてるところもありますので、そこら辺はもし担当の方でお答えすることがあればお答えをさせますが、今議員のおっしゃることができれば確かに見える化ができますので、私も効果的だとは思いますが、ただそれにかかる作業量を考えたときに、果たして今の市役所の体制、あるいは考え方、考えたときに、それがどのぐらいの膨大な量になるのかということも考えて、ちょっと怖いというイメージがあります。それにとらわれてしまったら、ほかの業務との兼ね合いも考えなきゃいけない。ちょっとそこでぐるぐる頭回りましたので、議員のおっしゃることはよく分かるんです。私も議員の質問聞いたときに、私

自身が効果測定を数値化してないのよねというふうに思ったんですが、これをするとなると大変な作業量になるなというふうにちょっと恐怖心を覚えたというのも正直ありました。ただ、市全体の中で、市役所以外のところでも例えば企業には省エネ法で義務化されてるところもありますので、そういうもので報告してる部分もあるはずですので、そういうのに取りまとめるということも作業量としてはとても大きいので、ちょっと厳しいのかなというふうに思いますが、そういうことを取り組み全体をどこかで1回検証してみることはあってもいいのかなという感じはします。今ちょっと明確にはお答えできなくて大変申し訳ないですが、以上になります。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 数値化というのは何をやっても最終的には数値で判断するっていうのが絶対なんで、それは前向きに検討していただければいいと思います。

で、その数値化するのは行政だけがやるっていう考えだけじゃなくて、行政だけの、市全体でやるんだという考えになれば、やる施策っていうのはあると思うんですよ。で、(4)にかかわってくるんですけども、(4)で私それ、これに追加した話でやりますけども、地域協議会っていうのが何のためにあったかっていうと、そういった組織体をリーダーシップをとれる団体、そういった組織を使う。市民の情報をいろいろそういうところでやってもらうという方も、できないっていうことはないと思うんで、その辺のところは前向きに、できないじゃなくて、できるためにどうすればいいかっていうことを考えていただければいいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(2)市では、地域新エネルギービジョンにおいて、クリーンなエネルギー導入の可能性をまとめ、発電に関しては太陽光発電、風力発電が有力としている。推進体制では、行政の役割として新エネルギー導入目標の設定とある。現在の再生可能新エネルギー導入促進の考えとその導入目標値、また、地域固有の資源を生かしたエネルギーの自給自足を目指して、再新エネ活用電力の地産地消を推進していく考えはないか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)の御質問にお答えをさせていただきます。

まずはじめに、地域新エネルギービジョンは、二酸化炭素、CO₂削減の観点から、にかほ市でどのような新エネルギー導入の可能性があるかをまとめて平成23年3月に策定したものであります。そこでの再生可能新エネルギーの導入促進に関する市の考え方は、周辺住民との合意形成が図れる場所へそうした設備・施設の設置を推進していくというものであります。

次の再生可能新エネルギーの導入目標値については、現在までのところ目標値を設定はしておりません。

このビジョンを策定した平成23年3月、全国の情勢は、国の政策ではありますが、ピット制度や再生可能エネルギーの固定価格買取制度として平成21年11月に太陽光発電の余剰電力の買い取りが始まり、その後の平成23年7月には風力発電の太陽光以外の再生可能エネルギーによる発電の全量買い取り制度に変更がなされております。こうした固定価格買取制度もあつてか、本市に、先ほど来述

べておりますように、本市においても多くの風力あるいは太陽光による発電施設の設備整備が進められてまいりました。しかしながら、その反面、景観など自然景観が阻害され、あるいは合意形成が不十分なままでの整備など、周辺住民からの不満が起こるなどの課題も起き始めておりました。このようなことから慎重な検討と判断が必要であり、平成25年1月のにかほ市における風力発電施設建設に関するガイドライン、平成28年4月のにかほ市再生可能エネルギー利用施設の設置等に関するガイドラインとして、こうしたガイドラインの策定検討が急務であるとして対処をしてきたところでもあります。さらには、景観計画の策定、風力発電に係るゾーニング事業に取り組むなど、生活を維持していく上での環境や自然環境を保全していく観点からの秩序ある整備促進について整理を実施しているところであります。

この地域新エネルギービジョンにおいて求めた太陽光や風力、あるいは水力などの新エネルギーごとの賦存量、利用可能量は、にかほ市の市域面積を基礎としているものであることから、市域内の区域の対応について、景観計画や風力発電施設ゾーニングの結果反映がより現実であると考えております。このように風力発電施設関係のガイドライン策定や景観計画、ゾーニング事情の結果を反映したいと考えておりますので、今の目標値の設定はしておりません。

なお、この目標値の設定については、本年度でゾーニング事業はまとまることから、景観計画を含めたこれらの成果、最新の情報を盛り込んだ目標値を定める予定としております。

次に、地域雇用の資源を生かしたエネルギーの自給自足、地産地消の考え方については、平成31年3月定例会での同議員、佐々木正勝議員の一般質問、自治体P P Sについての状況と今後の見込みについての答弁をなぞる形になりますが、全国での先行自治体の状況を見ますと、必ずしも成功事例ばかりではなく、経営が立ち行かなくなる事例もありますし、電力調達の方策や商業ベースとして成り立つのかなどの経営面からも慎重に見極める必要があると思っております。したがって、現段階においては、地域の新電力事業者として健全に安定した経営を維持していくには困難であるところとっておりますので、自治体P P Sに取り組む状況にはないというふうに思っております。

とはいえ、風力発電のゾーニング事業における住民のワークショップなどの意見にも、これだけ風力発電施設が建っているのに地元でそれを消費できないのかなどとの意見をいただいておりますし、風力発電事業者から電力の地産地消に関する取り組み例などの紹介を受けており、今後に向けた情報収集等については引き続き進めていきたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 目標値がまだ設定されていないというような形の御答弁でしたけども、エネルギービジョンにおける計画では、2030年までの導入スケジュールというのがつくってあったんですね。その2030年まで進めるのをプロジェクト、六つのプロジェクトで進めましょうという形であるんですね。書いてあるんですね。それが今全然、つくったはいいいけど、止まっているという形なんですね、現状は。せつかく、ああやった形で新エネルギーに対してあれだけ調査して、あれだけアンケートとってこういうふうにやりましょう、で、六つの新エネに対してこういうふうにして2030年までやりましょってスケジュールはつくってあるんですね。そのスケジュールというのは、ただつくっただけで終わっているということなんじゃないかな。もったいないですよ。私から

したらもったいない。今市長の答弁でゾーニングが終わったらって言いましたけども、ゾーニングは風車だけなんです。風車だけがまず私は、目標値としてあがってるのは風車の出力ワットしかあがってないんですね。じゃあ太陽光はどうなの、水力はどうなのっていう形なんです。新エネは六つのエネルギーを言ってるんですよ。ですから、市としてもお金をかけてエネルギービジョンをつくったんです。あれ結構な費用かかっていると思いますよ。それが、その年でつくってやりましょう、目標値つくりますよってやったのに、行政の役割がその目標値設定なのか、全然やってないってことなんです。

再質問ですが、じゃあ何で目標値を設定できなかったのか。エネルギービジョンは何のためにつくったのか。それをもう一度伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） エネルギービジョンをつくった理由については、先ほど来述べておることにあると思いますが、その六つのスケジュールに基づいた六つのプロジェクトについての取り組み状況については、担当の方でお答えをお願いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 確かにこのエネルギービジョンの策定の中で、2030年までのスケジュールということで六つの再エネにつきまして示しているところでございます。この中で、先ほど来申し上げておりますけども、平成21年度からのフィット事業の制度の開始と、こういったところが非常に大きなポイントになってくるのかなというふうに先ほど市長も述べておりましたけども、エネルギービジョンの中で温暖化を抑えながら再エネを推進していくというためのビジョンでございました。その後、先ほど申しましたとおり、種々のエネルギーそれぞれにつきまして状況が大きく変動していったという側面がございまして、特に風力に限ってお話、先ほどさせていただきましてけども、そういったところが大きな今度は抑制あるいは調整、こういった必要性が出てきたというようなところから、推進目標としてはやはりなかなか難しい状況が出てきたということが一番大きな要因だと考えております。そのため、現在の景観計画あるいはゾーニングという中で一番大きなエネルギーのポテンシャルとして持っている風力発電、これがにかほ市にとっては非常に大きなポイントを占めるということでございますので、これらの将来的な姿がきっちり現状を抑えながら目標を定めるのが適切だというふうな判断のもとに現在進めているところでございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） じゃあエネルギービジョンは、一旦止まっているっていう形の解釈でよろしいですね。分かりました。

目的の中に温暖化という二酸化炭素抑制ということも入ってますよと。今それによって風力と太陽光でもって進めますよというような形ですけども、去年の3月、私質問したんですけども、行政でCO₂の数値化したのを実績として出してるんですけども、市域全体、ましては風車、太陽電池、CO₂、それ数値化できませんかって言ったら、できませんって言われたんですね。今の答弁で、風力、太陽電池、進めますよって言う割には、じゃあ今の現状の風力の発電してる発電量、C

O₂に換算すれば幾らなのと、そういうの数値化になってないですよ。それ、やれないと言われたんですよ、去年の3月。でもやればできるんですよ、あれは単純に。計画で計算すれば、おおよその計画で計算すれば、CO₂は今にかほ市に存在している風車ではこれだけ抑制効果もってます。太陽電池ではこれだけ抑制できてますよと言えるんですよ。私はそういう形で、市民に対して広報でも使って情報を流してもらいたいというのが私の考えなんです。せっかくやってるものがただ単純にここで、目標はその温暖化目標だからもう導入も促進してますよっていうのは分かるんですけども、それを数値として情報を出せば、ああこれだけうちに風車、何か嫌だけでも数値化すればこれだけ貢献してるんだったらいいよねという人もいると思うんですよ。だからそういったところも考えた形の中で、いろいろその再エネを進めていただければと私は思ってます。

あと地産地消の件なんですけど、去年の3月、私PPSで質問しました。そしたら、PPS、創生総合戦略で検討を4回やるって言った中で、答弁は1回もやってませんでしたという答弁でした。でも、PPSって検討を重ねれば、そういったうまくいってないところもあるんですけども、うまくいってるところもあるんですよ。だから検討はやっぱり進めるべきだと思うんですよ。やるやらない別にして。地産地消っていうのは、何がうちの市に対して、この9,400世帯、2万4,000人のこの人口の市に対して、地産地消が合ってるか合っていないか。でも、今のその人口減少に対して地産地消っていうのは逆に中山間地方、地帯の市町村がそういった形に手を入れて、検討を進めて、どんどん導入してる場所が多いんですよ。ですから、私はそのできないっていうよりも、うちのこのいっぱいある資源を使って、何とかすればできないのかと。安定してもっていくためにどんな方法があるだろうかと、そういうことを私は考えてもらいたいと思ってるんですね。

経済産業省資源エネルギー庁の「次世代エネルギーパークにいこう！」っていうのに、にかほ市投稿してるんですよ。寄稿といますか。その文末に、「再生可能エネルギーで発電した電力を地元市民が消費できる一貫したシステムの検討を進めるとともに、電気の地産地消とクリーンエネルギーによる持続可能なまちづくりを目指します」と書いてあるんですね。これ東北6県の経済産業省のエネルギーの6県で出してるところで、まあ回りばんこで出してる記事なんですけども、にかほ市が最後の投稿で終わってますけれども、そこには持続可能なまちづくりのために地産地消の検討を進める、目指しますってあるんですよ。だからさっき何かできないみたいなことがあったんですけども、ぜひこれは、もう外部に対してにかほ市は地産地消とクリーンエネルギーも目指すと言ってるっていうことの中で、今後の考え方を考えていただければというふうに思いますが、この投稿したところのその目指しますと言った意味を、お聞きしたいんですけど。地産地消と、それから持続可能なまちづくりを目指しますと書いた意味合い、お願いします。

●議長（佐藤元君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐々木俊哉君） 平成31年3月に自治体PPSについての答弁させていただいたところですが、その後、昨年からですけども、まず手始めに事業者といえますか、生活クラブさんでございまして、生活クラブさんにおいては、こちらの方で電気をつくりまして、独自の電力会社を創設し、組合員の方に売電していると、まあそういった仕組みをつくってございます。まずはそこからいろいろな情報、学習会始めて、去年の、それから今年度も、

今年度はオンラインでございますが、そういった取り組みを進めているところでございます。また、その中で地域循環共生圏、環境省の事業なんですけども、そういったところを視野に入れながら、地域循環共生圏というものを目指す中で、再度ポテンシャルの洗い出しですとか地域新電力、こういったものを視野に入れながらそういった事業に乗った形で事業を進めていければなというところで今種々検討を進めていると、そういった状況でございます。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 秋田県でも、この地産地消を進めてる市があるんですね。鹿角市なんですけども、鹿角市によると東日大震災時、地域に多くの発電所があるにもかかわらず停電からの復旧が遅れたほか、電力料金の多くは市域外に流出しているなど、市民は豊富な資源の恩恵を享受しきれてないということが発端らしいですね。地産地消を実現する電気小売会社を設立し、豊富な再生資源を地域活性化に結びつける取り組みをスタートさせたようです。電気料金年間数十億というお金がこれ市外に流出してたんですね、今まで。それを市内にとめておくことができ数十億の外貨を稼ぐのと同じ経済効果になり、電力の地産地消は地域の電源を使うだけでなく、電力資金の域内循環を生み出すことになるというふうに鹿角市は述べてるんですよ。

先ほど市民生活のことを部長答弁されましたけども、あれは外部、市外の会社がやってるわけなんですね。利益みんな市外なんですよ。お金流れちゃうんですよ。だからやはり利益が市内で回るような仕組みの方向に考えていかないと、せっかくある資源が市外の業者、会社をもうけさせるために、ただ私たちはCO₂が抑制できると喜ぶだけなんですよ。だからそのただ喜ぶだけじゃなくて、お金も落ちるような仕組みにしていかないと、これからの小さい中山間地域っていうのは生き延びていけないというのが、この地産地消がだんだんちっちゃい市・町にいっぱい手を挙げてやるというふうに進んできたところが出てきたということなんですね。そういう形で私は検討をやはり進めてもらいたいというような願いをして、次の(3)の質問に移ります。

(3)にかほ市民・事業者が活用できる温暖化対策に関する助成制度としてどのようなものがあるか、お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(3)の御質問にお答えさせていただきます。

市民が活用できる助成制度としましては、生活環境課で所管しております、にかほ市生ごみ処理機設置事業助成金があります。市民が身近に実施できるもので、ごみ削減のためのコンポストや電動の生ごみ処理機、水切りバケツの購入に対して助成するものであります。

国・県の制度については、市民が活用できる制度はありません。事業者が活用できる助成制度につきましては、地球温暖化防止のための設備投資に対する助成制度が設けられており、環境省によるエネルギー対策特別会計事業や経済産業省によるエネルギー使用合理化等支援事業など、多岐にわたっております。これらの事業の申請については、基本的には事業者で行うことになっております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 助成制度あるというような形でしたけども、この助成制度を市民の方がどれだけ認知してるかなという、私、自分が知らないからほかの人も知らないじゃなくて、ある程度の人に聞いたら、ああ、そんなのあるの、ないでしょうという人が多かったんですね。だから私もこういう制度があるんだったら、やはり毎年1回行政でやってる温暖化防止の実績を載せる欄があるんですけども、そこに、今こういった形の中で市民もCO₂抑制できるこういったものがあるよと、それはこういう助成制度がありますよと、そういう形の中でどんどんPRをしていくというのもひとつあると思うんですけど、私、5番でも出てきますけれども、10年間の広報を見て、全部見たんですけども、そういった情報って流れてないですよ。1回だけあったんですけども、それは温暖化防止のためにこういうふうにしますよじゃなくて別の意味での出方でした。だからせっかくいいものがあるんだったら、やはりいいものがあるって、温暖化を抑制させたいというそういうお考えがあるんだったら、もうちょっと広報を活用してどんどん情報を流すという形で、年1回流すだけではやはり、後で出てきますけども、あんなちっちゃい文字で書かれたところで、何だこれっていうふうに見る人が多い中で情報が本当に伝わるのかなというふうに思いますので、それはやっぱり繰り返しやる必要があると思うんですよ。大事だなと思ったら、1回しか出してないっていうことは大事じゃないんですよ。やっぱり繰り返しやりなさい。私はそういうふうにならなくて、大事なことは繰り返しなさいよと。だからその繰り返しっていう形の中でこういった助成制度を出した方がいいんじゃないかなというふうに思いますけども、今活用されている件数なんていうのは、大体ですけども分かりますでしょうか。

●議長（佐藤元君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（池田昭一君） 先ほど市長が答弁いたしました、ごみ削減のためのコンポスト、電動生ごみ処理機、水切りバケツの購入に対する助成でありますけれども、これまでコンポストに関しては76件申請が来て助成しております。それから電動生ごみ処理機につきましては、56件申請がありまして助成しております。水切りバケツにつきましては、1件のみという結果になっております。以上です。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） やっぱり活用してる人はいるという形の中で、もっとどんどんやっぱりいいものは伝えていただきたいし、私もこれ活用したいと思いますので、ぜひこれは先ほど言ったようにアピールを考えて、広報を活用した中でやはりどんどんCO₂削減に効果があるよというふうな形で出してもらえばいいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(4)「地球温暖化防止都市」宣言時の初心に戻って、「地球温暖化防止対策地域協議会」の再設立により、地域住民・事業者等と行政が協働で二酸化炭素排出量抑制に取り組むお考えはないか、お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(4)の御質問にお答えさせていただきます。

にかほ市地球温暖化対策地域協議会の活動は先ほど説明したとおりですが、はじめに休止となった経緯について御説明をさせていただきたいと思います。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により電力供給量が減少したことに伴い、全国的にテレビ等で節電・省エネを呼びかける中、にかほ市では広報等を活用して家庭でできる節電対策の取り組みを呼びかけておりました。以降、節電に対する意識が市民・事業者へ浸透してきていること、また、震災の復興支援を優先させるべきとの協議会での判断により、平成24年度から活動が休止しているところでもあります。

東日本大震災後の我が国における温暖化防止対策としては、パリ協定での温室効果ガスの排出量を2030年に2013年比26%削減を中期目標として動き出しており、それに基づき、秋田県においても第2次秋田県地球温暖化対策推進計画を平成29年3月に策定しております。基準年を2013年として2030年の目標を温室効果ガス排出量803万7,000トンとして、2013年比約26%削減と設定しておるところです。県の実績につきましては、2016年、平成28年ですが、2016年実績まで公表されておりました、平成28年実績で5.3%の削減となっております。

にかほ市においては、先ほど来申し上げてるとおり目標の設定は行っておりませんが、国・県の目標を達成するためには、行政や事業者の力だけではなく、市民一人一人の生活習慣の見直しなどの取り組みが重要になってくると考えております。平成20年に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、第20条では、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて総合的かつ計画的な施策を策定し及び実施する義務づけを都道府県、政令市、中核市、特例市にしております。その他の市町村、にかほ市などは努力義務とされたところでもあります。第21条では、都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して行政事務及び事業に係る温暖化対策に関する実行計画の策定が義務づけされております。

にかほ市地球温暖化対策地域協議会の再設立に向けて検討することも一つの方法ではありますが、地球温暖化に対する意識が東日本大震災後、先ほど来述べておりますように市民・事業者へ広く浸透していることから、国・県の指針をもとに市全体でCO₂排出量抑制に向けて取り組む施策について、広報等により周知を図ってまいりたいと考えております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 協議会の再設立には前向きではないなというような御答弁でした。国の目標の2030年までの13年度比26%、これも県ではやってるけども、うちとしては努力義務だよというような御答弁でした。でも、私は今のこの時代、努力義務だからという形の中で市が取り組まないと。まあ取り組まないとは言っていないですけども、でもやはり数値化した中で、うちは行政はやるのは当たり前、今までやってたんですから。あれは平成20年から法のもとでやってるだけなんです。宣言したから今行政の二酸化炭素抑制を報告してるだけじゃなくて、あれは法で決まったから平成20年からやってるだけであって、だからそれはもう絶好の考えなんですね、行政でやるのは。やはり市域全体でやる必要があるんですよ。今、国で述べてるのは、部門別排出量を削減するというのがあるんですよ。26%の中で業務部門別の排出量の目標値があって、そこに業務部門と、それから家庭部門というのがあるんですよ。家庭部門っていうのは行政と関係ないですよ。行政は業務

部門に入ってるんですよ。それが全体の中の占有率が15%あるんですよ、CO₂排出量の。その15%の排出量の中で、この業務部門も家庭部門っていうのが40%の削減を2013年度比ですよ、2030年までできなければ、全体の26%っていう数値は確保できないというふうになってるんですよ。ですから、ちっちゃい市町村、ちっちゃな町・村でも、これはやらないとだめな課題なんですよ。一人一人やはり対応していかないと、CO₂全体がおっき政令指定都市だけじゃなくて、ちっちゃいところでも出してるのは現実なんで、CO₂出すのを少なくする。で、2050年はゼロにするっていうんですよ。80%目標ですよ。カーボンゼロ対応っていうことで今いろいろ動いてますけども、いろんなところでやっぱりノーカーボン、ノーカーボンっていう形の中で動いてるんですね。ノーカーボン宣言都市と。前は地球温暖化防止宣言都市と言ってましたけど、今はノーカーボンなんですよ。だから時代はもう進んでるんですよ。だからそういう中で、やはり努力義務だろうがなんだろうが、うちとしてはこういうことを市民含めて全体でやるんだと、そういう構えが必要だと思うんですよ。だから業務部門、家庭部門をやらないとだめなんですよ。努力義務だろうがなんだろうが。国の方でそれあてにしているんですよ、40%削減しなさいよと。だからこういう形の中で、やはりその前答弁あったように努力義務だからじゃなくて、取り組むという形の中でやはり市長がそういう考えを持って前に進むということが必要だと思うんですけども、できないでしょうか、市長。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 地球温暖化防止対策事業、この事業については、先ほど来申し上げてるように地球全体の規模、グローバルな問題でありますので、これについてやらない理由はないと思います。しかしながら、議員がおっしゃるように私どもとしてはこれまで長きにわたり、実際の実践の方による取り組みによって数値化は図られてない、効果測定は行われておりませんが、取り組んできたという実績はあります。そのことを踏まえていけば、議員のおっしゃるような次の段階に進む段階に入ってきているのかというふうには思いますが、他方で今日の冒頭で申し上げましたように、そのことをやることによる行政全体の効果として、それにすごい業務量がとられてしまうのではないかとこの恐れもありますので、現時点で明確にお答えはできませんと、もう少し研究させていただきますと冒頭で申し上げたとおりであります。ここでやるとやらないということを明確に言うてしまうと、私としては失礼に当たる部分もあるし、やらなかった場合はですね。だけどやったときに、やりたいと思ったけどもやれないということも当然あり得るので、少しここは申し訳ありませんが、ちょっと幅をもたせた答弁とさせていただきますと思います。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） もう少し再質問続けたかったんですけども、この(4)で私が言いたいのは、今行政のパワーが満杯状態だからという状態だという形なんですけども、だからこそ市民と事業者の力を借らしましょうというのがこの(4)の私の真意なんですよ。だからこれはぜひ検討していただきたいです。

じゃあ、次の質問にいきます。

(5)広報にかほへ掲載されている「にかほ市地球温暖化防止実行計画」の進捗状況が、平成26年までは毎年6月15日号に掲載されていたのが、それ以降の掲載は不定期な掲載となっている。また、平

成26年まで紙面2ページに記載されていた取り組み情報が、平成27年からは1ページ、平成30年からは2分の1ページと掲載紙面が縮小化され、詳細はホームページ記載予定となっている。何か特別な理由があるのか伺います。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(5)番の御質問にお答えをさせていただきます。

平成20年度から始まる第1期計画の期間におきましては、策定の経緯や基本方針等を含め全体にわたって詳しく説明をし、市民に浸透を図ることを目的として、毎年、広報の紙面を大きく使って記事を掲載していたというところであります。これは平成25年度から始まる第2期計画に移行する際の広報においても同様に、広く市民にお伝えするために厚く広報をさせていただきました。平成27年度以降は、計画の位置づけや市の方針など基本事項については広く周知されていることから、説明を除き、計画に基づく取り組みと成果について広報するようにしております。具体的には、CO₂排出量の推移や庁舎等のLED化の状況などに特化した記事を掲載したため、ページ数としては減少したものであります。

なお、公表時期につきましては、以前は毎年6月の広報に速報値として記事を掲載しておりましたが、前年度の実績を7月に県・国へ報告後、正式に確定した数値等を広報すべきと判断し、以前よりも公表の時期が遅くなっているということも御理解をいただきたいと思っております。

●議長（佐藤元君） 12番。

●12番（佐々木正勝君） 何で私がこの細かい質問をするんだろうなというふうに疑問視する人がいると思いましたが、あえて今回質問したのは、この温暖化防止に関する内容を10年分、私ずっと全部並べて見たんですよ、最初から去年までの分。そしたら、内容の書いてるのがもうほとんどコピー、コピーで、何年度だけ変える。何か変わったところだけ文章変える。あと全て同じなんです。で、そういった形の中で、それは業務の多忙なところの中でどうやって早く原稿をあげるかというのもあると思うから、それはそれで致し方ないと思うんですけども、何か前段からこの中、後期になって、見た場合に、最初はやはり温暖化に対して取り組んでるよっていうのが見えたんです、そういう姿が。それがだんだん年数がたっていくごとに、ただその数値だけ。去年使った文言をそのままコピーして、ここだけ変えて、年度を変えて、数値変えて出す。それも文字もだんだんちっちゃくなってきてるんですよ。並べて見れば分かるですよ。広報見る人って65歳以上もいるんですよ。38%もいるんですよ、65歳以上が。だからそういった形の中で、もう1回その原点に戻って、載せるのが目的じゃなくて、こういうふうにしてやるよっていうのを住民に伝えるために広報に載せるんだよという初歩の初期的な目的を、狙いを、もう1回原点に戻って、やはり理解してもらって、こういうことをやってもらう。これをやれば省エネにつながるんだよというのを載せるためのページにしてもらいたいという形の中で、私の一般質問終わります。

●議長（佐藤元君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 最後の質問にお答えをさせていただきますが、確かに議員のおっしゃられ

ることについての、まあ憤りという言葉がいいのか分かりませんが、おっしゃられてることについては、これはやっぱり反省をしなきゃならないと思います。今日の冒頭の答弁でもお答えしましたように、やっぱり強化月間みたいにして、年に1回の、やっぱり地球温暖化防止対策については国是でもあります。これに対して私どもがないがしろにしてるわけではなく、ちゃんときちんと取り組んではおりますけれども、やはり物の見せ方によってはいろいろと受け取る方の気持ちも変わってきますので、年に1回、毎月毎月というのはやっぱり熱量も違いますし、それは私違うと思うんですが、伝えるべき情報はいろいろありますので。しかしながら、年に1回そういうこと、その時期があるとするならば、私はそこら辺についてはやはり伝え方をもっと工夫するべきだというふうに私も思いますので、このことについては部課内で再検討をさせたいと思います。

●議長（佐藤元君） これで12番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時15分 散 会
